

# 社会保険の基礎知識

## 3. 被扶養者の認定基準の見直し

2026年7月

ドリームサポート社会保険労務士法人



ドリームサポート  
社会保険労務士法人

## 被扶養者の認定

# 被扶養者の要件

- 次の①または②に該当し、次表に掲げるもの
  - ① 日本国内に住所を有するもの
  - ② 外国に留学する学生その他の日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

## 生計維持関係のみ必要

被保険者の

①**直系尊属**

②**配偶者**（戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

③**子（実子・養子）**

④**孫**（ひ孫は含まない）

⑤**兄弟姉妹**

## 生計維持関係 ＋ 同一世帯

⑥被保険者の**3親等以内の親族**（上記①～⑤以外）

⑦事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子

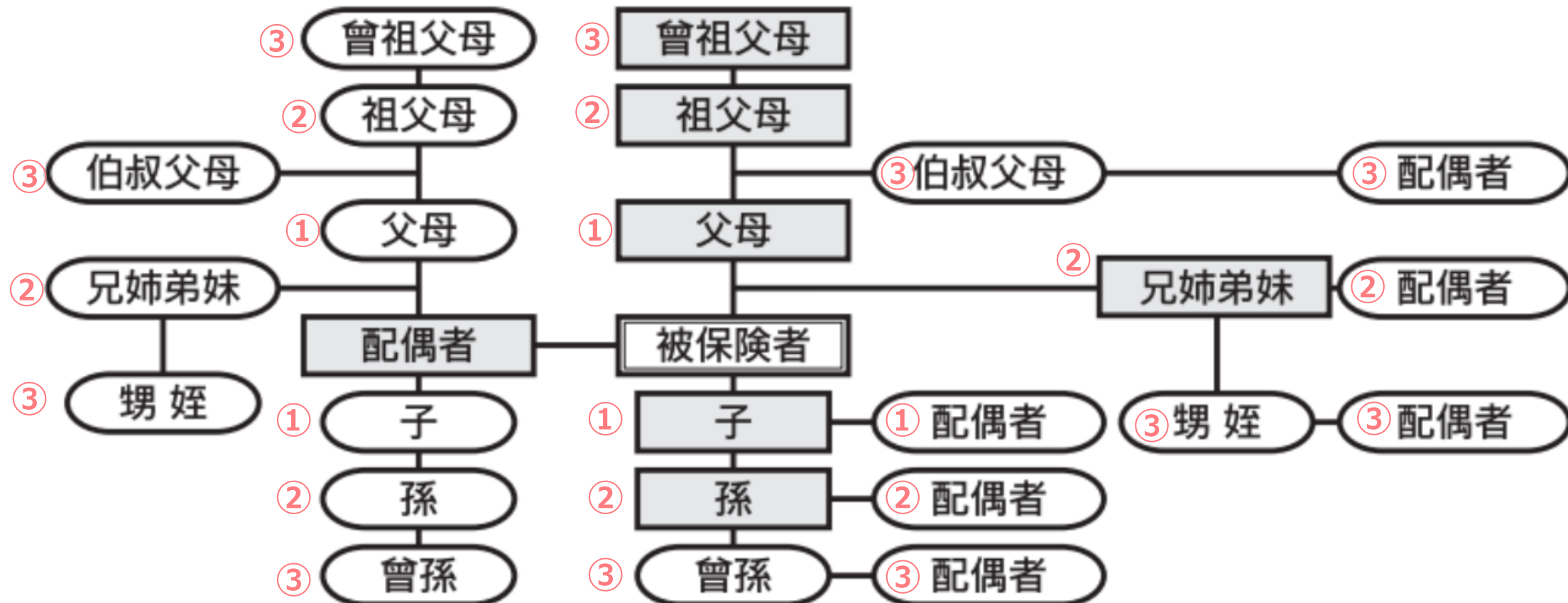
⑧上記⑦の配偶者死亡後におけるその父母及び子

# 被扶養者の範囲

□ : 被保険者と同居していなくてもよい人

数字 : 親等数

○ : 被保険者と同居していることが要件の人



# 被扶養者の適用除外

## ① 後期高齢者医療の被保険者等

## ② 健康保険法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定めるもの

→日本国籍を有しない者であって、

- ・本邦に相当期間滞在して病院等に入院し医療を受ける活動等を行うもの
- ・本邦に1年を超えない期間滞在し観光・保養等の活動を行うもの

## 被扶養者の認定基準の見直し

# 生計維持関係

- 生計維持関係：生計の基礎を被保険者に置くこと。具体的には、**認定対象者の年間収入（※）**が次表の基準を満たしている場合に、原則として生計維持関係があると判断される。

※年金、給与所得、資産所得、雇用保険の基本手当などで、過去の収入ではなく、年間収入見込額のこと

|                     | 同一世帯に属している場合                                                                                  | 同一世帯に属していない場合                              |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 60歳未満               | ① <b>130万円未満</b> かつ<br>②被保険者の年収の <b>1／2未満</b>                                                 | ① <b>130万円未満</b> かつ<br>②被保険者のからの仕送り額よりも少ない |
|                     | 認定対象者（被保険者の <b>配偶者を除く。</b> ）が <b>19歳以上23歳未満</b> である場合は、上記①の基準は「 <b>150万円未満</b> 」となる（令和7年10月～） |                                            |
| 60歳以上<br>または<br>障害者 | ① <b>180万円未満</b> かつ<br>②被保険者の年収の <b>1／2未満</b>                                                 | ① <b>180万円未満</b> かつ<br>②被保険者のからの仕送り額よりも少ない |

- 同一世帯に属する者：被保険者と**住居及び家計を共同にする者**（同一戸籍内にあるか否かを問わず、被保険者が世帯主であるかを問わない。）

# 同一世帯に属していない場合

## ●次の①～③すべて満たすことが必要

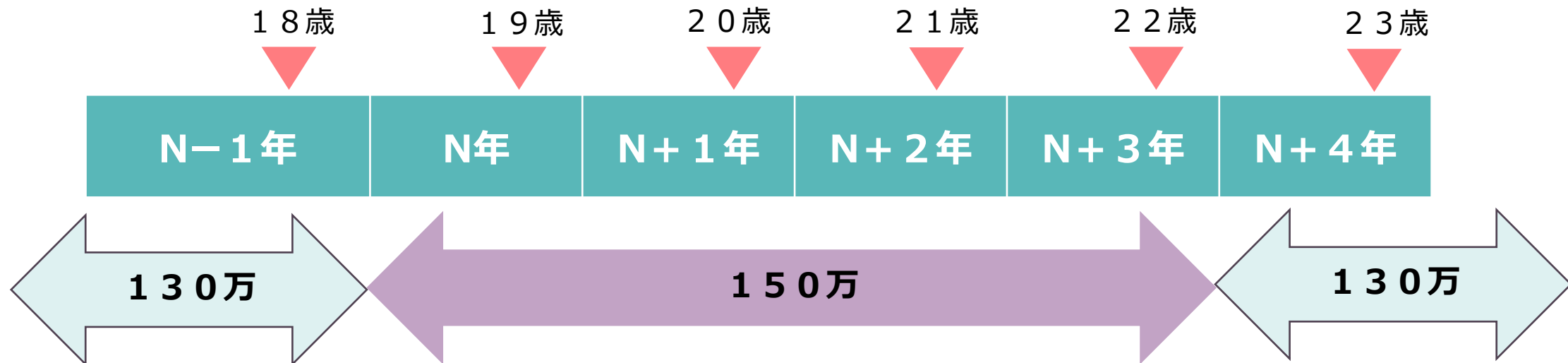
- ① 仕送り額が対象者の収入額を上回っている。
- ② 被保険者の収入から仕送り分を引いた金額が、対象者の生活費（収入＋仕送り）を上回っている。
- ③ 定期的かつ継続的な仕送りであると、客観的に認めることができる書類\*がある（学生の場合は不要）。

\*銀行振込・現金書留の控え、振込の事実を記帳した通帳など

# Q.年齢要件（19歳以上23歳未満）は、いつの時点で判定するか

A. **扶養認定日が属する年の12月31日**時点の年齢で判定する。

（例）N年10月に19歳の誕生日を迎える場合、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となる。



民法の規定により、年齢は誕生日の前日に判断する。

（注）1月1日が誕生日の場合、12月31日に年齢が加算される。

## Q.年間収入150万円未満かどうかの判定はどのように行うか

A.従来と同様の年間収入の考え方により判定する。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。

なお、年間収入とは、**過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のこと**をいう。

参考：厚生労働省「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ & Aについて（令和7年7月4日保発0704第1号年管発0704第1号）」

# 健康保険の被扶養者認定見直し【令和8年4月施行】

## 改正点の概要

- ・ 労働契約で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行う取扱いに見直し
- ・ 労働契約に明確な規定がなく、**労働契約では見込みがたい時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まない**

| 収入          | 改正前 | 改正後※ |
|-------------|-----|------|
| 基本給         | 対象  | 対象   |
| 通勤手当・家族手当など | 対象  | 対象   |
| 残業代、休日手当    | 対象  | 対象外  |
| 賞与          | 対象  | 対象   |

※改正後に対象になる収入は、**労働契約に規定がある**ことが前提

# 年間収入の取扱い【令和8年4月施行】

|                     | 同一世帯に属している場合                                                                                    | 同一世帯に属していない場合                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 令和8年<br>4月1日～       | ①「 <b>労働条件通知書</b> 」等の労働契約内容がわかる書類に記載のある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、 <b>かつ</b> 、他の収入が見込まれない |                                           |
| 60歳未満               | ②被保険者の年収の1／2未満                                                                                  | ②被保険者のからの仕送り額よりも少ない                       |
|                     | 認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合は、上記①の基準は「150万円未満」となる（2025年10月～）                             |                                           |
| 60歳以上<br>または<br>障害者 | ①180万円未満 <b>かつ</b><br>②被保険者の年収の1／2未満                                                            | ①180万円未満 <b>かつ</b><br>②被保険者のからの仕送り額よりも少ない |

（※1）労働基準法第11条の賃金をいい、諸手当および賞与も含まれる。

（※2）扶養認定を受ける方が60歳以上の者である場合またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除きます。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満となります。

## 【留意点】年間収入の取扱い【令和8年4月施行】

- 以下のように年間収入の判定ができない場合、改正後の取り扱いでの認定はできない。
  - ① 被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等上の契約期間が1年未満の場合
  - ② 「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合
  - ③ 「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合